

## 業 務 契 約 書

収 入  
印 紙

- 1 業務名
- 2 実施場所 高梁市 町 地内
- 3 業務内容 仕様書に記載のとおり
- 4 履行期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日
- 5 契約金額 金 円  
〔 うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円 〕  
( [ ]の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。)
- 6 契約保証金 金 円

上記業務について、発注者 高梁市 と受注者 は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者が記名・押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山県高梁市  
高梁市  
高梁市長

印

受注者 住 所  
氏 名

印

(総 則)

第1条 受注者は、別添の業務仕様書に基づき、発注者又は第4条に規定する監督員の指示監督に従い頭書の契約金額をもって、頭書の期間内に頭書の契約業務を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(一括下請負又は一括委任の禁止)

第3条 受注者は、契約業務の全部を一括して又は主体的部分を第三者に請け負わし、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ、受注者が委託契約を請け負わし、又は委任する第三者を指定して発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定により承諾を得た場合を除き契約業務の一部を第三者に請け負わし又は委任したときは、すみやかに発注者に届け出なければならない。

3 発注者は、契約業務の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(監督員)

第4条 発注者は、受注者の契約業務の遂行について、自己に代わって監督し又は指示する監督員を定めることができる。

2 発注者は、監督員を定めた場合には、直ちに受注者に通知するものとする。

(現場責任者)

第5条 受注者は、この契約に関し現場責任者を定め、発注者に通知するものとする。

(契約業務の変更、中止等)

第6条 発注者は、必要がある場合には契約業務内容を変更し又は契約業務の遂行を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を負担するものとする。

(受注者の責めに帰することができない理由による履行期間の延長)

第7条 受注者は、契約業務に支障を及ぼす天候の不良その他の責めに帰することができない正当な理由により履行期間内に契約業務を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を求めることができる。

(危険負担)

第8条 成果品の納入前に成果品に滅失毀損が生じた場合は、発注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は受注者の負担とする。

(検査)

第9条 受注者は、契約業務が完了したときは、その旨を発注者に通知し、その成果品により発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者立会いのうえ、成果品の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、検査に当たり必要があるときは、現場責任者の説明を求めることができる。
- 4 発注者は、成果品が検査に合格しなかった場合は、手直しを命ずることができる。
- 5 受注者は、前項による手直しを完了したときは、再び検査を受けなければならない。
- 6 第1項又は前項の規定による検査又は手直しに要する経費は、すべて受注者の負担とし、これに関する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、前条の規定により引き渡された成果品がこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項本文の場合において、受注者は発注者に相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3項に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第11条 発注者は、第9条第2項の検査が完了したときから1年以内にその旨を受注者に土しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が検査が完了したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について、仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めによるところによる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 現場責任者を配置しなかったとき。
- (4) 第9条第2項の検査の結果、業務の全部または一部が不合格となり、合格すると認められる業務を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除される場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第13条 受注者はm次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項に規定する協議が整わないとき。
- (2) 天災その他不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

(契約代金の支払)

第14条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(遅延料)

第15条 受注者の責めに帰する理由により頭書の履行期間内に契約業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内において完了する見込みがあるときは発注者は、受注者から遅延日数に応じ、契約金額に契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。)を乗じて得た金額を遅延料として徴収し履行期間を延長することができる。

(遅延利息)

第16条 発注者の責めに帰する理由により、第11条第2項の規定による期間(以下「約定期間」という。)内に契約金額を支払わない場合は、受注者は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た金額を遅延利息として請求することができる。

(契約の保証)

第17条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を受注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することがで

きる。ただし、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下この項において「保証契約金額」という。）と当該増減後の契約金額との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第18条 受注者は、契約業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りではない。

（契約書作成費用の負担）

第19条 この契約（変更契約を含む。）の締結に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

（その他）

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。